

高血圧・脂質異常症・糖尿病にて当院通院中の患者様へ重要なお知らせ

令和6年6月1日以降、厚生労働省による診療報酬改定の為、**高血圧・脂質異常症・糖尿病**で治療を受けていただいている患者さまには、これまでの『**特定疾患指導管理料**』が廃止となり『**生活習慣病管理料**』へ変更になります。

『生活習慣病管理料』について

高血圧・脂質異常症・糖尿病が主病の患者さまを対象とし、患者さまの同意のもと療養計画書を作成し、服薬や運動・休養及び栄養・飲酒・喫煙等の生活習慣に関する総合的な治療管理を医師・歯科医師・看護師・薬剤師などと一緒に行い、合併症などの疾病の重症化を予防することを目的としています。

この改定により、今後は患者様に応じた療養計画書を初回と概ね4カ月ごとに作成させていただきます。診察時に療養計画書へのご署名をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当院では患者様の状態に応じて28日以上の方、またはリフィル処方箋の発行が対応可能です。

※長期処方、リフィル処方箋発行が可能かは病状に応じて医師が判断いたします。